

第 56 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム コミュニケ (当委員会仮訳 (抄))

カナダのプリティッシュ・コロンビア州情報プライバシー・コミッショナーオフィス (OIPC-BC) は、2021 年 11 月 30 日から 12 月 2 日 (※1) にわたり、第 56 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラムを開催した。

※1 (注釈は当委員会によるもの。以下同じ。): 日本時間では同年 12 月 1 日から 3 日。

本フォーラムには、18 の APPA メンバーが参加した。また、その他国・地域のデータ保護機関や、オブザーバーとして産業界、政府、学術機関及び市民社会等がゲスト参加した。

3 日間にわたり、メンバーは、共通のプライバシーに関する論点や執行上の課題について議論し、それぞれの知見・経験を共有し、強化された協力関係を実現するため関係構築を行った。

議論は、以下の主要なテーマを中心に行われた。

- **越境データ流通の実現**： 国・地域間での信頼性のある自由なデータ移転は、経済・社会の成長及び発展の基盤である。国内レベル及び国際レベルにおいて、個人情報の越境移転に対応する様々な法的手段及び制度がある。これらの制度は、共通のプライバシー規則と高い基準に基づいて、個人情報の適切な保護を確保しようとするものである。これらの基準の執行は、データ保護機関の活動に依拠している。
- **ガイダンス及び執行**： 各組織がデータ保護法を理解して履行するのを支援するためのガイダンスの利用は、規制当局の間で一般的に行われている。ガイダンスは、期待されることを概説し、規制当局の一般的な見解を明確にするもので、一貫性を確保することを目的としている。同時に、規制当局はガイダンスの根拠となる規則を執行する義務を負っている。これは、規制当局にとって緊張をもたらす可能性がある。規制当局が各組織に正しい方向性を示そうとする一方、最終的には各組織がその活動及びデータ保護法の遵守に責任を負う。
- **オンライン診療**： 医療サービスは、オンラインの手段や端末を通じて利用できるようになってきている。この傾向は、パンデミックによって物理的な距離が必要になったことで、より顕著になっている。これらのサービスは、診療のための新たな機会を提供する一方で、新たな個人情報の処理も伴う。これらの新たな手段が抱えるプライバシーへの影響を理解することは、患者のプライバシーを侵害することなく利用できるようにする上で重要である。

- **新型コロナウイルスのパンデミック**：パンデミックに関連するプライバシーの問題と懸念は、APPA メンバーにとって継続的な検討課題である。今回のフォーラム及びその他会合では、新型コロナウイルスの感染拡大を把握し、対策を講じるための様々な技術やプロセスが、プライバシーに与える影響について議論を行った。プライバシーへの配慮及び監視監督は、パンデミック対応において政府及び組織が実施する活動の信頼性を高める上で重要である。

1 日目（メンバー限定セッション）

本フォーラムは、OIPC-BC が位置する伝統的な地方の Songhees 民族の長老による歓迎の挨拶により開会された。

初日は、APPA フォーラムの定例的な議題が中心であった。メンバーは、OIPC-BC が APPA 事務局として再任すること及び運営委員会の議長を務めることに同意した。

メンバーはまた、APPA 運営委員会の構成を確認した。運営委員会は、APPA フォーラムの活動を支援するために 5 年前に設立され、議長、次回フォーラムのホスト 2 機関、各ワーキンググループの座長により構成される。

初日の焦点は、各国からの報告であった。メンバーは、それぞれの管轄地域におけるプライバシーに関する主要な進展について短い報告を行った。当該報告は、「新型コロナウイルス関連事項」、「調査と執行」、「法改正」、「啓発と普及活動」の 4 つのカテゴリに分類された。アジア太平洋地域における最近の論点や活動の概要について、幅広く紹介された。

また、メンバーは、データ漏えい通知報告、政策とコンプライアンス双方の取組を支援するための技術的なアプローチや研究機関の機能に関するプレゼンテーションを聴取した。

2 日目（メンバー限定及びクローズド・セッション）

APPA メンバーの多くは、他のプライバシー・ネットワークや組織に参加したり、それらを主導したりしている。2 日目の冒頭は、複数のメンバーにより、それらの組織やそのイニシアティブに関する最近の動向について報告があった。その中には、APPA メンバーやその管轄地域に影響を与えるものや今後の協力機会を提供するものもあった。

中国の新しいデータ保護法に関するプレゼンテーションや、個人データの越境移転に関する既存の枠組みやイニシアティブに関するセッションなど、世界のプライバシーに関する動向も取り上げられた。

2 日目の後半は、より具体的なプライバシーに関する問題に焦点が当てられた。物理的な距離を設けることが求められていることで、オンライン診療サービス

がより重視され、注目されている。メンバーは、そのようなサービスが保健情報に関する法律にどの程度準拠しているか、また新型コロナウイルスに対応した遠隔医療の利用のためのガイドラインに関するプレゼンテーションを聴取した。

保健情報を含む個人情報を保護するための一般的な手法の 1 つに、非識別化がある。非識別化によって、データの有効性が低下する可能性が懸念される一方、非識別化されたデータセットは安全かつ効果的に利用することができる。この点は、仮名化されたデータをいかに安全に利用かつ連結させるかというセッションの焦点となった。

個人情報が共有される場合、とりわけオンラインでは、ある種のプライバシーリスクが伴う。デジタル環境における利用者情報に基づく被害のリスクについても、セッションで取り上げられた。

最後に、最近アジア太平洋地域に事務所を開設し、既にいくつかの APPA メンバーとも連携している Future of Privacy Forum から、アジア太平洋地域における活動について、最新情報が共有された。

3 日目(クローズド・セッション)

フォーラム最終日は、APPA メンバーのほか、他のデータ保護機関に加え、産業界、学術機関、市民社会からのゲストが参加した。

APPA メンバーは、Centre for Information Policy Leadership (CIPL) から、データ保護の執行における組織の説明責任に焦点を当てた最新の白書について説明を受けた。

APPA のメンバーや他のデータ保護機関は、各管轄区域内の組織が要件を理解し、それらに従うことができるよう、一般的にガイダンスを発行している。同時に、規制当局はその要件を執行する義務を負っている。この緊張関係を、いかに効果的にバランスをとるかについて、メンバー間のパネルディスカッションが行われた。

その後、新型コロナウイルスとそのプライバシーへの影響に焦点は移った。メンバーは、トロント大学シチズン・ラボによる最近の報告書について説明を受けた。同報告書では、パンデミックに対応するために整備された技術的な手段や、プライバシー法やその他の法律がその対応を妨げなかったかどうか、そして将来の緊急事態を想定してこれらの法律を改正することの重要性について検討を行っている。

進展と継続的な課題を概観した後、アジェンダ最後のセッションにおいて、プライバシーに関する規制の将来を展望した。McEvoy ブリティッシュ・コロンビア州情報プライバシー・コミッショナーが議論を主導し、Blanca Lilia Ibarra Cadena メキシコ INAI (※2) プレジデント・コミッショナー、Elizabeth Denham

CBE (※注3)、及び Jane Horvath アップル社チーフ・プライバシー・オフィサーにより議論が行われた。

※2：メキシコのデータ保護機関。

※3：大英帝国勲章第三位。なお、同氏は英国情報コミッショナーオフィス(ICO)前委員長。

(以上)